

# 仕様書

## 1 件名

さいたま市政活動費の使途に関する調査業務

## 2 目的

本業務は、政務活動費が有効かつ適正に使用されるよう、支出内容を調査し、政務活動費の使途の透明性を確保することを目的とする。

## 3 履行期間

### (1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (3) 引継期間及び引継に伴う費用負担

契約日から業務の開始日までの期間は、本業務の引継期間とする。引継は、受託者と前受託者の間で行うこと。なお、当該期間中に受託者側に発生する費用については、受託者が負担するものとする。

### (4) その他

本業務が終了する際、次に本業務を受託した者に対し、業務受託中に作成した資料等に基づき詳細な引継ぎを実施すること。

## 4 業務条件

### (1) 業務実施場所

調査業務は議会棟内で行い、調査書類の外部への持ち出しが禁止する。

市は、調査に必要な執務室、机、椅子などの什器を無償貸与し、必要な光熱水費を負担する。パソコン、プリンター、コピー機、その他調査に付随して必要となる物品は受託者が負担する。

### (2) 業務実施日

年間98日を限度とし、実施日の詳細については、市と協議して決定する。

### (3) 業務時間

原則、上記実施日の午前9時から午後5時までとする。ただし、特に必要がある場合は、市の許可を得て変更することができる。

## 5 調査対象

### (1) 調査対象となる者は、政務活動費の交付を受けているさいたま市議会の会派及び議員（以下「会派等」という。）とする。

(2) 調査対象となる書類は、政務活動費収支報告書の作成に必要となる会計帳簿、領収書、その他必要な書類（以下「出納関係資料」という。）とする。

## 6 業務内容

### (1) 調査スケジュール等の作成

調査の年間スケジュール及び調査に必要となる帳票類を作成し、市と協議して決定する。

### (2) 出納関係資料の調査の実施

出納関係資料が「さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年2月22日条例第1号）」及び「さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年2月22日規則第6号）」並びに「政務活動費の使途運用指針」に基づき処理されているか調査を行うとともに、領収書等貼付用紙に適正な補記がされているかの確認を行う。また、必要に応じ会派等にヒアリングを実施する。

### (3) 問題点の指摘

書類の不備や不適切な支出が発見された場合は会派等に指摘し、指摘結果を確認する。

### (4) 質疑に対する回答

政務活動費の支出に関し、市及び会派等からの質疑に回答する。このうち、各会派等に共通する事項については、文書により共有を図ること。

### (5) 政務活動費の運用に対する提案

使途運用指針の修正、その他政務活動費の運用に関し参考となる事項を、市に提案する。

### (6) 勉強会の開催

「政務活動費の使途運用指針」の理解促進、政務活動費に係る昨今の判例の紹介などを内容とした勉強会を開催する。

### (7) その他

会派等からの質疑の受付に関しては市が実施するものとし、当該質疑への回答、調査業務に係る会派等へのヒアリングの実施等については、市担当者同席のもとを行うものとする。

## 7 調査報告

履行期間中の調査結果の報告を書面において行うこと。

## 8 留意事項

### (1) 本業務は、公認会計士、税理士又は弁護士のいずれかの者をもって遂行する。

ただし、業務の一部を補助員に請け負わせることができる。

### (2) 本業務により得られた成果物は、市に帰属する。ただし、受託者が従前より有す

る著作物は、受託者に帰属する。

- (3) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、市と受託者が協議して定める。